

令和3年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第1号～報告第2号（降壇）
- 2 議案第2号～議案第9号
- 3 令和3年度施政方針
- 4 議案第10号～議案第35号（降壇）

令和3年2月26日提出

伊佐市長

令和3年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第1号及び報告第2号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解並びに当該損害賠償に係る歳入歳出予算の補正に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第1号につきましては、伊佐市文化会館において、相手方が公演後帰宅のために文化会館正面前の手すりのないスロープを歩いていた際、文化会館周辺を照らしている外灯の電球が切れており足元が暗かったため、足を踏み外してスロープ脇に落下、転倒したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に20万3,942円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第2号につきましては、報告第1号に係る損害賠償に要する経費について追加の措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、諸収入をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億1,646万2千円とするものであります。

以上で報告 2 件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第2号から議案第9号までについて説明申し上げます。

まず、議案第2号「伊佐北始良環境管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更並びに財産処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年3月31日をもって伊佐北始良環境管理組合から霧島市が脱退すること及びこれに伴い同組合規約の一部を変更すること並びにその財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第14号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定による減額や新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費などについて所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会運営に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、全市民1人につき10万円を支給する特別定額給付金の支給に要する経費などに減額の措置を講じております。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金などに減額の措置を講じたほか、私立保育所の運営に要する経費などについて追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、令和2年7月豪雨災害関連の廃棄物処理及び衛生センターの管理に要する経費などに減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、令和2年7月豪雨災害により被災した農業用ハウスの再建への支援に要する経費などに減額の措置を講じたほか、ポストコロナを前提とした急激な社会変革に対応するため、新たな生産、販売等の先進的な体制整備を構築する農業法人等への支援に要する経費について新たに措置しております。

商工費につきましては、都市公園の橋りょうの長寿命化のための委託に要する経費などに減額の措置を講じたほか、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛に伴い、特に年末年始に売上げが減少した事業者の支援に要する経費について新たに措置しております。

土木費につきましては、橋りょうの長寿命化のための委託及び過疎債路線の道路改良工事に要する経費などに減額の措置を講じ、消防費につきましては、伊佐湧水消防組合への負担金などに減額の措置を講じたほか、菱刈地区の防災無線デジタル化更新に伴う既存設備の撤去工事に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、小・中学校の管理に要する経費などに減額の措置を講じたほか、小・中学校における感染リスクを最小限にしながら円滑に教育活動を継続するための経費について追加の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましても、減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたでしたが、歳入については、市税、県支出金、寄附金及び諸収入に増額の措置を講じ、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億9,174万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215億2,471万5千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、光ファイバ回線整備事業ほか37件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じたほか、新庁舎建設事業ほか4件の事業に、繰越額変更の措置を講じ、債務負担行為では、農業近代化資金利子補給補助金について追加の措置を講じております。

また、地方債では、減収補填債を新たに措置したほか、公共事業等ほか4件に限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第4号「令和2年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において国民健康保険税の過誤納還付に要する経費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,744万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,656万2千円とするものであります。

次に、議案第5号「令和2年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,766万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,043万4千円とするものであります。

次に、議案第6号「令和2年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において介護予防専門員の社会保険料について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,607万2千円とするものであります。

次に、議案第7号「令和2年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において後期高齢者医療広域連合への負担金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,395万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,642万8千円とするものであります。

次に、議案第8号「令和2年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において地方公営企業法適用の支援業務委託に要する経費などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,092万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,524万1千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、機能強化対策事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、地方債では、下水道事業に限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第9号「令和2年度伊佐市水道事業会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を1,468万2千円追加し、収益的収入の総額を4億2,566万7千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を510万7千円追加し、収益的支出の総額を3億4,364万4千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を500万円減額し、資本的収入の総額を4,550万円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1,968万8千円減額し、資本的支出の総額を2億8,477万4千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,927万4千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債について、大口水源地整備事業ほか1件に限度額変更の措置を講じております。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

続きまして、新年度の施政方針を申し述べ、議員及び市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

私は、昨年11月の市長選挙において、市民の方々から「夢ある伊佐のために頑張ってください。」「新生伊佐市に期待しています。」などのたくさんの激励の言葉を授かり、今後の市政を担う大役を務めさせていただくことになりました。

新年度を迎えるにあたって、舵取り役として果たすべき責任の重大さに改めて身の引き締まる思いであります。

1 はじめに

祝賀ムードでスタートした令和も昨年は一転し、「新型コロナウイルス感染症」が全世界で猛威をふるい、世界保健機関の事務局長からは「今やパンデミックであると言える」との見解が表明されました。

日本においても、震災復興のシンボルとして期待されていた東京オリンピックも延期され、戦後最大とも言われる経済の落ち込みや医療崩壊が深刻な社会問題となっており、ワクチン接種により一刻も早い事態の収束が期待されています。

また、近年は気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、大規模地震の発生も予測されるなか、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念され、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める目的で「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」が進められています。

私たちは、新型コロナウイルスの克服に向けた新しい生活習慣の構築を進めながら、人口減少と少子高齢化、人手不足等の問題を解消するため、デジタル時代に対応したインフラ整備、ICTを活用した地域創生を進めていく必要があります。

菅内閣総理大臣の施政方針演説では、①新型コロナウイルス対策、②東日本大震災からの復興、災害対策、③我が国の長年の課題に答えを（「グリーン」と「デジタル」）、④地方への人の流れをつくる、⑤少子化対策と社会保障の将来、⑥外交・安全保障が施策の柱として掲げられました。

このように、未曾有の新時代を迎えている現在においては、国の重要施策を注視しながら行動し、これまでの常識を打ち破りながら進んでいく、新しい発想と大胆な行動力で、失敗を恐れずにチャレンジできる雰囲気をつくっていくことが必要だと思えます。

2 方針

令和3年度は、第1次伊佐市総合振興計画の終期であり、次期計画の策定年となります。また、令和2年度は、

コロナ禍にあって「東京^{に「げろ」に「げろ」}2020オリンピック」や「かごしま国体」などの国を挙げてのイベントが軒並み延期となり、さらには国政、県政、市政とも全てのトップが変わるといった状態となりました。

一方、全国各地で大規模災害の発生が常態化しつつあり、豪雨災害をはじめ未だ先の見えない新型コロナや家畜伝染病による影響など自治体としての危機管理や災害対応のウエイトはさらに増しております。

このようなことから、人口減少下での地域づくりとしては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各分野の計画を基本に進めながら、迅速な災害復旧や着実な危機管理、地域経済回復や必要なケアに取り組み、混乱を最小限に抑えることを第一義として市政運営を行います。

財政面では、新型コロナ対策をはじめ特殊事情による歳出増も見込まれる一方、市税をはじめとする歳入確保は厳しい状況にあり、加えて新体制での国県の動向も不透明な部分が多いため、綿密な情報収集に努めながら、冷静かつ堅実な財政運営を保持してまいります。

そのうえで、私が掲げるマニフェストも含め、地域の方々や若い世代の人達との対話を大事にしながら、未来に向かって新たな展望が開けるよう、出来るところから一歩ずつ、皆様と共に前向きな姿勢でチャレンジしていきたいと考えております。

3 重点施策

このような方針の下、大きく6つの分野に分けて、基本的な考え方や具体的な施策について主な部分のみ御説明します。

一点目は、「安全・安心なまちづくり」です。

社会保障や医療・介護・福祉、公共インフラや防災な

ど、「安全・安心」は、日常生活のあらゆる場面においてまちづくりの基礎となるものであり、行政、民間、自治組織や各種団体などが相互に協力し合いながら、保ち続けていかなければなりません。

<医療・介護・福祉>

医療・介護・福祉分野においては、広域も含めた「地域医療の連携」や「地域包括ケアシステムの強化」、「地域福祉ネットワークの構築」などが重要であり、特に高齢化率が4割を超え、高齢単身世帯も増加している現状では、これらの環境づくりは不可欠となります。

医療・介護等の現場では担い手や医師の確保が今後の大きな課題であるため、人材育成・確保に対する支援や関係機関への要望活動などにより、医師会や各施設とも連携しながら体制の確保に努めるとともに、新型コロナの感染予防対策についても必要な支援を行いながら、PCR検査やワクチン接種など円滑に実施できるよう調整を行ってまいります。

認知症については、平均寿命の延びに比例して認知症高齢者の割合が増加傾向にあり、加えて高齢者世帯の4人に1人が一人暮らしとなっているため、「地域との共生」と「予防」を柱として、通いの場や認知症カフェなどを拡充しながらサポーターの養成やケアパスの活用などに取り組み、支援組織「チームオレンジ」の創設など地域のサポート体制づくりを推進します。さらに今後に向けて中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進のために相談窓口設置や専門家等とのネットワーク構築などに取り組みます。

また、介護・障害・子育て・生活困窮などの複雑化する社会的課題に対応するために、相談窓口や円滑な連携など重層的な支援体制の整備に向けて検討を進めます。

<市民の健康づくり>

コロナ禍によりステイホームの機会が増える状況では、心と体の健康についてより注意深く気を配る必要があり、適切な感染予防対策を行いながら、健康に関する講習や相談、健康診断や予防接種などを実施し、また、バランスよい食事や適度な運動、生涯学習やスポーツ、コミュニティ活動も含めて、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むよう促していきます。

まごし温泉の新設により、健康増進と憩いの場としてご活用いただくと同時に、入浴と買い物支援を組み合わせた介護予防講座や、スポーツ合宿等の団体利用など、これまで以上に幅広い利用を促し有効活用を図ります。

<子育て支援>

やさしい子育てとして、産婦人科や小児科などの専門機関をはじめ子育て支援施設などと連携しながら、妊娠から出産、育児における健診・相談の充実や負担の軽減を図るなど、切れ目のない支援を行います。また、社会問題でもある産後うつ状態や虐待などへと発展することのないよう、産婦健康診査や養育支援訪問などにも取り組み、できるだけ早期に育児不安が解消されるよう努めます。

また、子育て環境を保つために保育士や専門医の確保とともに、特別支援学校の設置のための要望活動や必要な支援を行います。

子ども医療費については、まず4月から非課税世帯の無償化の対象が拡充されますが、課税世帯については、準備手続きや財源確保などの条件を整理し、拡充する対象範囲や開始時期を決めていきたいと考えております。

<公共インフラ>

近年の大規模災害からの教訓を受けて、公共インフラにおいて「防災・減災、国土強靱化」への対策が重要視されています。

道路や橋梁、河川環境については、国や県、関係団体と一体になり計画的に必要な補修・整備を進め、自然災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めます。

環境衛生面では、各種処理施設の安定稼働に努め、空き家や不法投棄対策、鉱害防止対策など安心・安全かつ衛生的な環境づくりを推進します。

水道事業では、緊急時に異なる水源の水を融通する連絡管の布設や老朽管を更新し耐震化を図ります。また、老朽化の著しい崎山配水地などの施設整備を行いながら、安全で良質な水の安定的な供給に努めます。

<防災・災害対応>

災害等の緊急時の対応としては、地域や消防団と一体となり市民の防災意識の高揚を図り、地域防災計画や避難所運営マニュアルなどを基本として迅速な行動に努めるとともに、伊佐市強靱化地域計画や長寿命化計画などに基づき公共インフラの安全性の確保に努めます。

また、避難所についても感染予防対策や耐震化など設備の機能強化を図っていきます。

<地域コミュニティ>

自治会や校区コミュニティ協議会をはじめとする地域活動においては、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。昨年はコロナ禍で活動が制限され多くの行事等が中止となりましたが、今年は主体的な活動が安全に実施できることを期待しております。

また、都市部との交流や移住者の誘致、生活支援サービスの提供などの独自の地域活性化の活動を支援するとともに、鹿児島大学と連携し、自らの地域の今後の活性化策を考える取組みとしてモデル的に地域を選定して実施します。

二点目は、「地域産業の振興」です。

地域産業は、地元に着し日々の暮らしに直結しているため、消費者も含めて各々の業種が共に協力し合い、経済を回すことが大事になります。そして、伊佐には良質な一次産品がありますので、これらの素材をさらに磨き、また組み合わせで加工するなどし、地域外の顧客を獲得していくことも必要です。そのためにも、各分野の専門知識を入れながら、地元の人材のスキルアップや新たな挑戦に取り組むことに加え、農林地や施設などの未利用資源を活かすべく地域外からの人材や資本を呼び込むことも重要となります。

また、地域産業の中でも労働力不足が生じている業種がありますので、関連する業界と協力しながら地域内外からの人材確保に努めるとともに、起業や多業化などのスモールビジネスを促進し地域内サービスの確保や新たな活性化への挑戦を支援してまいります。

<農林業>

農業においては、農地の集約化や経営の規模拡大などにより生産性を高め、大豆や重点作物などの計画的な水田転作も組み合わせながら、良質な伊佐米の生産を確保していきます。また、多方面で伊佐米など製品のPRを行いながら、顧客の開拓・確保やふるさと納税制度の活用などを通じて、ブランド価値の向上に努めます。

畜産では、来年10月に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向け、関係団体と一丸となって更なるブランド化を図りつつ、国等の有効な事業も活用しながら、機械導入や施設整備を促し、増頭・増産のための生産基盤の強化を図ります。また、高病原性鳥インフルエンザや、口蹄疫、豚熱などの家畜伝染病については、県や各機関と連携し、迅速かつ丁寧な対応に努めます。

生産基盤となる農地や農道、用排水路等の農業施設に

については、計画的な整備や適切な維持管理に努めるとともに、地域の共同活動や農村保全に資する生産活動等への支援を継続して行います。

農業の担い手確保・育成は最重要課題であり、認定農業者等の経営発展や新規就農への支援に取り組み、耕作放棄地の解消を図るべく移住者も含めた幅広い人材の確保に努めます。

林業については、バイオマス原料や海外での木材需要の増加などで伐採が急激に進む一方で、木材価格の低迷などにより適正な再造林がなされないケースが多くなっています。

森林経営計画に基づく計画的な間伐・育林により生産性と収益性の向上を図るとともに、林業施業の低コスト化による効率的な経営を促進します。

また、森林環境譲与税を活用し、林業担い手の確保・育成や再造林の巡視などを実施しながら、森林経営管理制度の確立に向けた取り組みを進めます。

鳥獣害対策では、猟友会と連携しながら、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などにより農林作物の被害防止を図るとともに、食肉加工を充実させ、料理方法の提案や販路拡大などジビエの普及啓発にも取り組みます。

< 商工業・サービス >

商工業・サービスについては、立地企業や事業所等との連携を密にし、雇用の確保に努めるとともに、企業ガイダンス等を通じたマッチングの機会を提供し、地元就業や人材誘致を促進します。

また、商工会や観光協会、DMOなどの多様な主体と一緒に、ふるさと納税返礼品としての活用も含めて新たな特産品づくりに取り組むとともに、スモールビジネスによる起業・創業や多業化への挑戦を積極的に支援

します。同時に新型コロナの感染状況を見ながら、消費喚起イベントへの支援や商品券の活用などにより地域経済の循環を促します。

観光面では、DMOや関係団体などと連携し、アウトドアや野草薬草など特色ある体験型ツーリズムや、カヌーをはじめとするスポーツ合宿、魅力ある食の提供などを促進し、曾木の滝をゲートウェイとしつつ、リニューアルする十曾キャンプ場やまごし温泉なども含め、市内を回遊するような多様な観光スタイルをつくります。

三点目は、「移住・定住の推進」です。

東日本大震災以降、自らの生き方・暮らし方を見つめ直す契機となり、全国的に都市部から地方へ移住する方が増えており、コロナ禍を機にさらにその流れは加速化しています。

以前は、都会で働いて定年退職後に田舎へ帰る、いわゆる“ふるさと回帰”が主流でしたが、近年では、ライフスタイルや価値観を重視し、自分らしい暮らし方を求めて都市部から故郷以外の地域へ移住する、Iターン、特に現役世代の農山漁村への“田園回帰”がクローズアップされています。

しかし、日本全体として人口減少が進んでおりますので、単純に田園回帰の流れを地方の人口維持・確保と紐づけて過度に期待するのではなく、「移住者の自己実現がしやすい環境であるか」、また「移住者が来ることで地域の人達に新しい活力が生まれるか」など、移住者と地域の双方が幸せとなる移住・定住でなければ長続きはしないと考えます。

伊佐は、豊かな自然や田園風景、地域文化のみならず、地域一体となった子育て・教育や、豊富で安全な食材などが特徴でもあるため、「田舎で子育てがしたい」、文

化芸術やものづくりなどの「創作活動をしたい」、アレルギーや健康志向の方向けに「安全な農作物をつくりたい」、リモートワークなど「二地域拠点として暮らしたい」など、可能性として色々な選択肢があると私は思っています。

そのために、先輩移住者や地域おこし協力隊などの力も借りながら、異なる視点で「地域の魅力」や「暮らし方・楽しみ方」を発信しつつ、空き家・空き店舗バンクや移住・住み替えによる住宅整備、ビジネス創業などの各種支援策とともに、移住者も参加しやすいコミュニティや仲間づくりなど、移住希望者の多様なニーズに応えていけるよう努めてまいります。

そして、移住者にとって移住の決め手となる最大のポイントは、地域で出会う人であり、地域住民が移住者をいかに気持ちよく迎え入れることができるかが大事になります。そのため、空き家や空き農地などの利活用も含め、地域が主体となって都市部との交流や地域人材となる移住者の誘致に取り組む動きを皆様と一緒につくっていきたいと考えております。

四点目は、「**地域教育の振興**」です。

私の選挙公約の柱として、将来の発展のために「伊佐の魅力ある教育」を掲げております。学校教育による学力や体力向上、集団による人格形成などに加え、スポーツや文化芸術、自然体験、地域活動などを通じて、地域一体となった「伊佐のふるさと教育」に取り組み、豊かな感性をもった次代を担う人材育成を図ってまいります。

平成30年度から5か年間の教育行政の指針となる「市教育大綱」と「市教育振興基本計画（後期計画）」の4年目を迎えます。前期から引き継いだ基本目標の「伊佐のふるさと教育の推進」、「地域と学び、未来に生かす

人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」の実現のため、引き続き、学校・家庭・地域コミュニティ・企業・各種団体等との連携を図りながら着実な計画推進に努めます。

<学校教育>

学校教育においては、小・中学生の学力・資質を高め、ふるさとに誇りを持ち、将来伊佐の内外で活躍し、社会に貢献する人材育成を目指しております。

特に市内小・中学校 16 校全てにコミュニティスクールが設置されたことにより、これまで以上に地域の人材を生かした学力向上への取組み、伊佐のふるさと教育の充実を図っていきます。

学力向上においては、デジタル教科書や電子黒板、児童生徒一人一台端末など ICT 整備を行い、授業の充実を図るとともに、年間を通じて「土曜いきいき講座」を実施いたします。

また、令和 2 年度に発行した「郷土伊佐の発展に尽くした郷土の先人たち」や、社会科副読本「のびゆく伊佐市」の活用を図り、子供たちが伊佐の歴史・文化・伝統を分かりやすく学べるように努めてまいります。

特別支援教育では、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、支援の必要な子供に寄り添った、きめ細かな学習を進めてまいります。

教育施設関係については、個別施設計画をベースに優先度を検討しつつ、施設の安全性を確保すべく、施設の長寿命化を図ってまいります。

<高校振興>

高校振興については、大学進学奨励金等の各種支援策を見直し、改めて高校魅力化につながる施策の展開について新たに制度設計を行いつつ、引き続き、市内高等学校・中学校との連携を図り、地元の高校に地元の生徒が

通り、地元の高校生が地域とともに活動しながら育つ環境づくりを進めます。また、生徒自らが関心を持ち、考え、主体的に活動するプロジェクトなどは、まち全体として出来る限りの協力を行いながら、高校生の地域づくりへの参画を盛り上げていきたいと考えています。

＜社会教育＞

社会教育では、家庭は教育の原点であり全ての教育の出発点と捉えています。

子供に社会生活を送るために必要な習慣を身につけさせ、自立心を育成し心身の調和の取れた発達を図ることを目標に、伊佐のふるさと教育の更なる推進と全市民による「伊佐さわやかあいさつ運動」を展開し、家庭教育力向上を重点に取り組みます。

また、社会教育推進員を中心とした校区コミュニティ活動をはじめ、市民が主体的に行う生涯学習活動や、世代間交流を通じた青少年育成を支援し、生涯現役の学びの取組みを推進します。郷土芸能や文化財は、地域資源の魅力を発信しながら、郷土芸能大会などを通じて伝承・振興を図り、適正な保存活用に努めます。

五点目は、「文化芸術・スポーツの活性化」です。

文化芸術やスポーツ活動は、子供から高齢者まで多世代にわたり、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりとして、日常生活の糧となり心身にもたらす効果は大きいと思っています。また、これらの活動は、テーマコミュニティとして多世代交流や市外の人達との交流、転入者の知り合いづくりなど地域の活性化にもつながっていくと考えています。

また、豊かな自然環境を生かしたアウトドア体験やリバースポーツ、ダンスや演劇などの特色ある活動を通じて交流人口の増加を促すとともに、食事や宿泊、土産物

など民間サービスの魅力化を組み合わせながら、イベントや各種大会、合宿誘致などを通して地域の活性化を図ります。

＜文化芸術＞

文化芸術では、見て・楽しむ「鑑賞」に留まらず、触れて・感じる「体感」をキーワードに、市文化協会や文化芸術サークルなどとも協力し、多くの市民が文化芸術に関われるよう体験ワークショップや発表の場を創出していきます。さらに、音楽やダンス、演劇など若い世代が異年齢の集団の中で主体的に行う活動も支援を行います。

＜スポーツ＞

スポーツでは、校区コミュニティ協議会やスポーツ推進委員と連携し、だれもが身近にスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。また、市体育協会や各種競技団体と連携し、選手の育成や競技力の向上を図るとともに、市民体育祭などの既存行事も見直しを検討していきます。

令和2年に予定していた「東京2020^{（にーぜろにーぜろ）}オリンピック聖火リレー」や「燃ゆる感動かごしま国体」などの市を挙げた記念イベントに加え、市内の主要行事のほとんどが延期となりましたが、円滑なイベント開催に向け関係組織と連携し、綿密に準備を進めてまいります。

最後に六点目は、「業務効率化と計画的な財産管理」です。

コロナ禍によって社会の流れや働き方が大きく変わり、これをきっかけに既存の業務スタイルを大きく見直す動きが加速化しています。本市でも事務手続きの改善や行政ICT化など、庁舎建設とも関連しながら業務効率化について検討を進めます。

財政面では、新型コロナ対策などの特殊事情に加え、

公共施設の維持管理や学校ICTなどによる歳出需要が大幅に増加しており、反面では、大幅な税収の落込みや人口減等による地方交付税の減額など歳入の確保は厳しい状況にあるため、基金の取崩しによる財政運営を余儀なくされております。事業見直しや有利な補助制度の活用、行政のスリム化、ふるさと納税の促進などに取り組みながら、可能な限り各年の財政支出の平準化を図るよう工夫するなどし、健全な財政運営を目指して改善を図ります。

公共施設に関しては、多くの施設において老朽化に伴う不具合が生じており、ご迷惑をおかけしております。しかし、これらすべての施設を改修していくことは難しく、個別施設計画により長寿命化を目指しますが、中長期的な公共施設の統廃合・再配置を検討しながら、公共施設マネジメントに取り組んでいかなければなりません。また同時に、遊休資産や低利用施設については、企業誘致や民間活力の導入なども含めて、可能な限り転用や譲渡、解体等により処分するなどし、適切な財産管理を行ってまいります。

新庁舎建設については、令和5年度の完成に向けて、必要最小限の規模と機能を保ち、将来的な活用とライフサイクルコストが低減できる庁舎として基本設計及び実施設計を行っていくとともに、菱刈庁舎の有効活用についても引き続き検討を進めます。

以上、6つの分野ごとに大枠の方針を御説明しました。

4 最後に

混沌とする世界情勢や複雑化する現代社会のなか、これからの10年は、これまでどおり若者や働く世代が都会を目指して集中するのか、それともこれまでとは違って

地方に分散していくのか、人の流れは大きく変わっていく可能性があります。

実際に、コロナ禍によるリモートワークや在宅勤務などを経て、地方で働くことを考える人や企業が増えてきたとも言われるようになってきました。

これからは様々な分野において急速な変化が求められ、成長や衰退の波に、生き残りをかけた大改革がおこるかもしれません。人や企業に選んでもらえるようなまちであるか、そうではないかは今後大変重要になってくるために意識していかなければなりません。

伊佐市が誕生して早いもので13年目を迎え、2代目市長として私が就任して初めての当初予算となります。

一般会計では、歳入減による緊縮財政の中ではありますが、混乱を避ける意味で基本的にはこれまでの事業を継続しながら、新型コロナ対策をはじめ、公共施設マネジメントや牛白血病防疫対策、GIGAスクール構想推進などを組み込み、財政調整基金を取り崩しながらの予算編成としました。そして同時に、財源的には大変厳しい状況ではありますが、子ども医療費無償化の拡充や高校魅力化の見直しなども早期実現を図ってまいります。

パナソニック創業者の松下幸之助氏の名言に「失敗したところでやめてしまうから失敗になる。成功するまで続ければそれは成功になる。」とあるように、夢ある伊佐のために失敗を恐れずにチャレンジし続けなければなりません。これまでになかった新しい時代に立ち向かうために、常識を打ち破るべく全力投球していきたいと思っております。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。令和3年度の施政方針といたします。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

次に、議案第10号「令和3年度伊佐市一般会計予算」について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億3,069万2千円を計上しております。

次に、総務費につきましては、19億3,610万2千円を計上いたしました。

主な事業として、コミュニティ協議会運営、自治会活性化交付金、地域おこし協力隊の活動などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、60億4,143万3千円を計上いたしました。

主な事業として、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出し、高齢者の入所措置費、子ども医療費助成、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、14億9,290万3千円を計上いたしました。

主な事業として、保健衛生費においては、新型コロナウイルス感染症対応対策事業、病院群輪番制病院等運営事業、在宅当番医制事業などに予算を措置しております。

また、清掃費においては、伊佐北始良火葬場管理組合及び伊佐北始良環境管理組合（未来館）への負担金、一般廃棄物最終処分場維持管理事業、布計鉾山鉾害防止事業などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、705万円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、12億1,440万3千円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金、農業集落排水事業特別会計への繰出しなどに予算を措置しております。

また、林業費においては、鳥獣被害総合対策、林道整備事業、森林環境譲与税基金への積立などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、5億4,938万円を計上いたしました。

主な事業として、商工会の運営補助、公園管理事業、ふるさと納税者への返礼などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、8億6,411万3千円を計上いたしました。

主な事業として、過疎債・辺地債での路線整備、道路の浸水対策や新設改良、橋梁整備などに予算を措置しております。

次に、消防費につきましては、6億9,648万6千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水消防組合への負担金、非常備消防事業などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、12億787万円を計上いたしました。

主な事業として、GIGAスクール構想推進事業、教育施設の維持管理、学校給食センターの運営に係る経費などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、農林水産施設災害及び公共土木施設災害の現年災害及び過年災害の見込額2億3,272万1千円を計上しております。

このほか、公債費につきましては18億9,684万7千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3,000万円を計上しております。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源31.2%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源68.8%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ163億円とするものであります。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」及び同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第11号「令和3年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

県とともに国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億5,700万円とするものであります。

なお、「一時借入金」及び「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第12号「令和3年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億4,740万円とするものであります。

なお、「一時借入金」及び「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第13号「令和3年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,610万円とするものであります。

次に、議案第14号「令和3年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,700万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第15号「令和3年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

この事業は、菱刈中央及び北部地区並びに平出水地区を対象区域とし、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,570万円とするものであります。

なお、「地方債」及び「一時借入金」についても定めております。

次に、議案第16号「令和3年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数10,140戸、年間総給水量189万7,968立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億6,505万3千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億2,995万3千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借り入れる企業債等を計上し、収入の総額を1億5,896万3千円としております。

支出につきましては、老朽化した水道管の布設替えに要する経費などを計上し、支出の総額を3億5,553万1千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第17号「伊佐市ふるさと納税基金条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、ふるさと納税により寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向を反映した施策に効果的に活用するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第18号「伊佐市立小・中学校情報通信技術環境整備基金条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、各学校に整備した情報通信機器等の更新に要する費用を計画的に積み立てることなど、伊佐市立小学校及び中学校における教育の情報通信技術環境の整備に資する事業の充実を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第19号「伊佐市交通安全対策会議条例及び伊佐市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、警察署の名称を変更することなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、障害児就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更すること、同委員会の専門委員報酬に医師の報酬日額を新たに設けることなどの所要

の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「伊佐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、職員の特殊勤務手当のうち、感染症に係る防疫作業等に従事した職員に支給する防疫等作業手当を新たに定めること及び特殊勤務手当の支給額等の整理に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長と職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き1年間延長するものであります。

次に、議案第23号「伊佐市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、鹿児島県が乳幼児医療費助成の対象を市町村民税非課税世帯に属する高校3年生相当の年齢の子どもまで拡充したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「伊佐市国民健康保険条例及び伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めることなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、介護保険料について、税制改正による影響や不利益が生じないように、保険料の算定の基礎となる合計所得金額の規定を見直すことなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「伊佐市夢さくら館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、現在指定管理者により管理している夢さくら館を、指定管理期間が満了する令和3年9月30日をもって行政財産としての用途を廃止し、普通財産に移管することから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第27号「伊佐市営住宅条例等の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、特定公共賃貸住宅であるこっから団地の一部を公営住宅に準ずる住宅へ用途変更すること及び住宅使用料の債権について、公債権から私債権に解釈を改めることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「伊佐市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正に伴い、教育委員会事務局に置かれているスポーツ推進課が文化スポーツ課に改められることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「伊佐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の制定について、

議案第30号「伊佐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の制定について、

議案第31号「伊佐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の制定について説明申し上げます。

これら3件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う条例改正に合わせ、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、これらの条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第32号「伊佐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、国の基準省令に虐待防止の規定が加わったことに伴い、本条例の虐待防止に係る規定を削る改正を行うものであります。

次に、議案第33号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、第75回国民体育大会が令和5年に延期となり、同大会の名称が特別国民体育大会に決定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号「監査委員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、識見を有する者のうちから選任される監査委員である寺師良一氏が本年3月31日をもって退職されることから、新たに宮原孝文氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第35号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります長野則夫氏の任期が本年3月26日をもって満了となりますが、引き続き長野氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案34件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———